

議案第78号

いきいきプラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

いきいきプラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、いきいきプラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
いきいきプラザ	東京都江東区亀戸三丁目36番1 3号 社会福祉法人カメラア会 理事長 湖山 泰成	平成30年4月1日から 平成35年3月31日ま で

（提案理由）

いきいきプラザの指定管理者を指定する必要がある。